別表第８の４（第16条の４関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	2
大阪地方検察庁	1

別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
静岡地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
名古屋地方検察庁	5
広島地方検察庁	3
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1

別表第８の３（第16条の４関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	2

別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
大阪地方検察庁	8
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
名古屋地方検察庁	5
広島地方検察庁	3
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

○法務省訓令第２号

地方入国管理局長
地方入国管理局支局長
地方入国管理局出張所長
地方入国管理局支局出張所長

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第11号から第12号の２まで及び第22条の４第２項（同法第61条の２の８第２項において準用する場合を含む。）並びに出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第25条の２（同令第57条の２において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年３月30日　　法務大臣　上川　陽子

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成13年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。